

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」 スクリーニング検査助成制度交付要綱

公益社団法人 和歌山県トラック協会

（目的）

第1条 公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「協会」という。）は、会員事業者が睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）患者の早期発見と適切な治療及びSAS治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理等を通じて健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

（資格・要件）

第2条 協会は会員事業者（以下「事業者」という。）が、第3条に定める指定検査・医療機関に自社の運転者のSASスクリーニング検査を受診させた時に助成する。

（指定検査・医療機関）

第3条 SASスクリーニング検査を実施する検査・医療機関は次の3機関とする。

- （1）NPO法人 睡眠健康研究所
- （2）NPO法人 ヘルスケアネットワーク
- （3）一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター

（助成対象の検査）

第4条 助成対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とする。

- （1）第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- （2）第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

（助成額及び人数）

第5条 検査の助成金額は、全日本トラック協会助成金と協調助成とし、次に掲げる各号とする。ただし、国からの補助金が交付されたスクリーニング検査に対しては、助成金を交付しない。

- （1）第1次検査費用（上限 1,000円／人）
- （2）第2次検査費用（上限 4,000円／人）
- （3）第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は合計費用（上限 5,000円／人）
- （4）助成人数は1事業者 20名を限度とする。

（申請受付等）

第6条 申請受付は、原則として、4月1日から12月末日までとする。

（助成適否の事前確認）

第7条 事業者は、助成適用の適否について、事前に協会の確認を受けなければならない。

（検査の予約と申込み）

第8条 前条の確認を受けた事業者は、「スクリーニング検査事前申込書【様式

1－1】（以下「事前申込書」という。）」を、所属する協会長に提出するものとする。

2 事前申込書を提出した事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

（検査の受診）

第9条 事業者及びスクリーニング検査申込者（以下「申込者」という。）は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1－2】」（以下「申込書兼委任状」という。）に署名し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管するものとする。

2 事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付するものとする。

3 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう充分注意しなければならない。

（助成金の支払請求）

第10条 事業者は、検査終了後「スクリーニング検査助成金申込書【様式1－3】」（以下「助成金申込書」という。）と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを添付し、協会に提出するものとする。

（助成金の交付）

第11条 前条により請求を受けた協会は、速やかにその報告を審査し、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第12条 協会は次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対しすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

（2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として当分の間、これを受付または交付決定を行わないものとする。

（その他）

第13条 本要綱に記載の無い事項については、全ト協と協会が協議し対処する。

（附則）

1 本要綱は、2025年4月1日より実施する。